



## II

事例解説  
こんな表現は注意！事例に見る不適切な情報発信

### 4. 労働社会保険の助成金、年金給付等について、依頼者に過度の期待をさせるような事例

行政機関による助成金や、障害年金等についても、前記3の事例と同様に給付が行われるかどうかは、法定の基準に合致するかどうかで判断されます。それに対して「獲得」や「成功」という表現は、さも困難な条件を強引にクリアする手腕を強調するような印象を与え、要件さえ満たせば当然に支給される制度の趣旨に馴染みません。これらの表現は、基準を満たしていなくても、受給するためのテクニックがあるという読み方をされる恐れがあるので避けなければなりません。

特に障害年金の請求は、社労士報酬が「着手時の報酬」と「給付時の報酬」で設定されることが多く、この報酬体系自体が否定されるものではありませんが、請求者が経済的に余裕がない場合も多く「着手時の報酬」は低廉に抑えられやすい傾向にあり、一方、障害年金の手続きには多くの労力を費やすことが多く、「給付時の報酬」は高額になりやすい傾向にあります。このことは二つの懸念をはらんでいます。一つ目は、着手時の報酬が低廉であるため、社労士が投下した労力を回収するため、文字通り「成功報酬」を求めて社労士が不正な行為を働いてしまう懸念です。二つ目は、給付時の報酬を、給付額に応じて定めている場合、社労士報酬が依頼者の予想を超えて高額となることがあり、正当な報酬の範囲内であったとしても、依頼者とトラブルになる懸念があります。業務委託契約締結時に、書面で十分納得を得ておくことが肝要と思われれます。

これらを踏まえても、残念ながら、これまでも公の場で、社労士が障害年金の受給手続きに際し、高額な報酬を設定しているために、障害者の生活を圧迫したとされるケースが報告されています。助成金や年金の支給額は、受給者の生活を支えるのに必要な金額として定められたものであり、その給付から報酬を得る社労士は、報酬額についても配慮すべきではないかとの指摘がなされています。

社労士の報酬は、自由に設定できるという前提はありますが、上記のような視点で国民からの指摘を受けることがあることを認識しておくべきです。



#### 例えば、こんな表現は注意!

- 助成金獲得のノウハウを教えます。成功報酬は支給額の○%です!
- 障害年金、必ずもらえる診断書を医師に書かせる方法